

第1章 総 則

第1条 本会は兵庫県歯科医師会附属兵庫歯科衛生士学院同窓会（むつみ会）（旧名 兵庫歯科学院専門学校歯科衛生学科同窓会（むつみ会））と呼び、本会の事務所は兵庫県歯科医師会附属兵庫歯科衛生士学院（旧名 兵庫歯科学院専門学校歯科衛生学科）におく。

第2条 本会は兵庫県歯科医師会附属兵庫歯科衛生士学院（旧名 兵庫歯科学院専門学校歯科衛生学科）の発展を助け、会員の福祉と相互の親睦をはかり、且つ母校向上につとめる事を目的とする。

第2章 会 員

第3条 1 本会の会員は兵庫県歯科医師会附属兵庫歯科衛生士学院（旧名 兵庫歯科衛生士学院専門学校歯科衛生学科）の卒業生で組織する。

第4条 会員の権利と義務は次の通りである。

- 1 会員は本会の行う行事に参加し、又本会の発刊する刊行物の頒布を受け、もしくは購入する事ができる。
- 1 会員は本会の目的を果たす為の意見を文書で会長に述べる事が出来る。
- 1 会員は永久会費を納入しなければならない。
- 1 会員は本会の目的達成の為に協力しなければならない。
- 1 会員は住所氏名及び、その他の異動が生じた時は敏速に本会事務所に届けなければならない。

第3章 事 業

第5条 本会の第2条の目的を果たす為に次の事業を行う。

- 1 会員の研修
- 1 会員の福祉共済
- 1 会報・名簿等の発刊
- 1 渉外に関する事項
- 1 その他目的達成の為の必要事項

第4章 役 員

第6条 本会に次の役員をおく。

- | | | | | | |
|---------|----|-------|----|---------|----|
| 1 会 長 | 1名 | 1 書 記 | 1名 | 1 顧 問 | 1名 |
| 1 副 会 長 | 1名 | 1 会 計 | 1名 | 1 クラス代表 | 2名 |
| 1 理 事 | 4名 | 1 監 事 | 1名 | | |

第7条 役員を選出は次の通りとする。

- 1 会長は会員の中から選出する。
- 1 副会長、理事、会計、書記、監事は総会の承認を経て、会長が任命する。
- 1 クラス代表者は、毎年度卒業生において選出された2名を代表者とする。

第8条 役員の仕事は次の通りである。

- 1 会長は会務を総理し、本会を代表する。
- 1 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を行う。
- 1 理事は会長の旨を受け、会務・研修・編集の職務を担当する。

第9条 役員の仕事は2年とする。

ただしクラス代表の任期は定めず。

第10条 本会は顧問をおくことができる。

- 1 顧問は会長が必要に応じて、役員会の議を経て委嘱する。
- 1 顧問は会長の諮問に応じ、又は事務について意見を述べることができる。

第5章 役員会

第11条 会長は随時必要に応じて、役員会を招集し、その議長となる。

第12条 役員会で議決する事項は、次の通りである。

- 1 総会に提出する議案
- 1 その他重要な業務執行に関する事項

第6章 総会

第13条 総会は定期総会と臨時総会に分ける。

- 1 定期総会は2カ年に1回開催する。
- 1 臨時総会は、会長が必要と認めた時に開催する。

第14条 総会は会長の招集に応じ、出席した会員によって成立する。(役員選出の件についても同じ)

第15条 総会で討議する事項は次の通りである。

- 1 事業計画、予算案
- 1 事業報告、決算報告
- 1 会則の改正
- 1 役員を選出
- 1 その他、重要な事項

第16条 総会の議長は出席会員の中から選出する。

第7章 会計

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条 本会の経費は、永久会費・会費・寄付金及び、その他の収入によってまかなう。

第19条 永久会費を徴収する。(会費は別に定める)

附 則

1. この会則は、兵庫歯科学院専門学校歯科衛生学科同窓会設立に際し、昭和47年4月1日より施行する。
1. この会則は、昭和62年4月1日より施行する。
平成20年4月1日より施行する。
1. この会則は、兵庫県歯科医師会附属兵庫歯科衛生士学院同窓会会則と名称を改定した